



# 熊本県公報

第13282号  
令和5年(2023年)  
11月14日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更…………… (水産振興課) 1
- 公 告**
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 1
- 土地改良区の役員の選任等…………… (農村計画課) 2
- 大規模小売店舗立地法の規定に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 2
- Arイオンミリング加工システム調達に係る落札者の決定…………… (管理調達課) 3
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 3
- 農地の利用権の設定に関する裁定…………… (農地・担い手支援課) 3
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (〃) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (〃) 5
- 登 載 依 頼**
- 熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程…………… (病院局総務経営課) 5
- 令和5年度(2023年度)第9回いじめ防止対策審議会の開催…………… (いじめ防止対策審議会) 5

## 告 示

**熊本県告示第832号**  
 漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定により、くろまぐろに関する令和5管理年度(令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、公表する。  
 令和5年(2023年)11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

特定水産資源のくろまぐろに関する令和5管理年度における法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
熊本県くろまぐろ(小型魚)知事管理区分	13.4トン	15.2トン
熊本県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分	6.5トン	4.6トン

## 公 告

**熊本県公告第694号**  
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
 令和5年(2023年)11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 合志市栄字屋敷1222番1  
 305.48平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
 合志市栄1224番地  
 田上 岬  
 田上 唯

**熊本県公告第695号**

上益城郡甲佐町に事務所を置く麻生原堰土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和5年（2023年）11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	西村 浩	上益城郡甲佐町麻生原650
理事	長尾 耕一	上益城郡甲佐町津志田3606-1
理事	森口 政人	上益城郡甲佐町津志田1829
理事	村上 文也	上益城郡甲佐町田口1994-1
理事	坂本 導成	上益城郡甲佐町田口1665-1
理事	森岡 一雄	上益城郡甲佐町田口2801
理事	宮本 誠也	上益城郡甲佐町田口4329-2
理事	野々口 秀信	上益城郡甲佐町府領705
理事	木村 和幸	熊本市南区城南町舞原1374
監事	山内 亮一	上益城郡甲佐町津志田1657-1
監事	上野 公明	上益城郡甲佐町田口1255
監事	本田 廣正	上益城郡甲佐町田口2780
就任		
理事	伊佐 浩二	上益城郡甲佐町麻生原808-1
理事	森口 政人	上益城郡甲佐町津志田1829
理事	福島 由紀美	上益城郡甲佐町田口208
理事	宮崎 初生	上益城郡甲佐町田口1230-1
理事	宮西 武幸	上益城郡甲佐町田口2838-2
理事	東 功	上益城郡甲佐町田口4322
理事	山形 哲也	上益城郡甲佐町府領740
理事	野々口 秀信	上益城郡甲佐町府領705
理事	大河原 勉	熊本市南区城南町舞原762-3
監事	山内 亮一	上益城郡甲佐町津志田1657-1
監事	本田 廣正	上益城郡甲佐町田口2780
監事	福田 昭	熊本市中央区水前寺1丁目11-1-602

**熊本県公告第696号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和5年（2023年）11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンタートリアル山鹿店  
山鹿市山鹿字永田池821番1 外
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
①株式会社トリアルカンパニー  
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号  
代表取締役 檜木野 仁司  
(変更後)  
①株式会社トリアルカンパニー  
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号  
代表取締役 石橋 亮太  
②株式会社青木流通不動産商事

- 宮崎県宮崎市吉村町今村甲4183番地1  
代表取締役 青木 貴寛
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
(変更前)  
株式会社トリアルカンパニー  
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号  
代表取締役 檜木野 仁司  
(変更後)  
株式会社トリアルカンパニー  
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号  
代表取締役 石橋 亮太
- 3 変更年月日  
2-(1)-①: 令和5年(2023年)4月4日  
2-(1)-②: 令和5年(2023年)8月4日  
2-(2): 令和5年(2023年)4月4日
- 4 届出年月日  
令和5年(2023年)10月11日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課  
令和5年(2023年)11月14日から令和6年(2024年)3月14日まで
- 6 その他  
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年(2024年)3月14日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。  
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

**熊本県公告第697号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。  
令和5年(2023年)11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
Arイオンミリング加工システム 発注仕様書のとおり
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県出納局管理調達課調達班  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日  
令和5年(2023年)10月20日
- 落札者の氏名及び住所  
株式会社フジコーガク  
熊本市東区上南部二丁目16番37号
- 落札金額  
33,743,600円(うち消費税及び地方消費税の額3,067,600円)
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和5年(2023年)9月8日

**熊本県公告第698号**

阿蘇郡南阿蘇村に事務所を置く久木野村土地改良区理事長光永政敏から令和5年(2023年)10月19日付けで申請のあった定款の変更については、令和5年(2023年)11月6日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。  
令和5年(2023年)11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第699号**

次の農地について、農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み

替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたため、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（㎡）
天草市有明町小島子字小平882番	畑	431

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和6年（2024年） 3月1日	10年	10,340円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人熊本県農業公社 理事長 下田 安幸  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

4 当該農地の所有者等の情報

登記名義人に係る情報がなく、所有者を確知することができない。

5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに熊本地方法務局に補償金を供託する。

6 その他

農地の所有者等は、熊本地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

熊本県公告第700号

球磨郡多良木町に事務所を置く百太郎溝土地改良区理事長岡村文明から令和5年（2023年）10月2日付けで申請のあった定款の変更については、令和5年（2023年）11月6日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第701号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市御代志字地藏本1330番22の一部  
231.84平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

合志市御代志1661番地96  
神戸 潤也

熊本県公告第702号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡大津町大字大津字西畦原1929番4、同2004番8、同2006番1、同2006番2、同2007番5、同2009番及び里道の一部  
5,820.32平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

熊本市東区上南部二丁目1番100号  
株式会社ハピネス

**熊本県公告第703号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上島字壺町田167番、同167番2及び同167番3  
399.73平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区下江津四丁目7番1号ボナパールI 101号  
佐貫 紘大  
佐貫 笑愛

**登載依頼**

**熊本県病院局管理規程第1号**

熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和5年（2023年）11月14日

熊本県病院事業管理者 竹 内 信 義

熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程  
熊本県病院局職員の給与に関する規程（平成20年熊本県病院局管理規程第5号）の一  
部を次のように改正する。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

**熊本県いじめ防止対策審議会公告第9号**

令和5年度（2023年度）第9回熊本県いじめ防止対策審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

令和5年（2023年）11月14日

熊本県いじめ防止対策審議会会長 八 ッ 塚 一 郎

- 1 開催日時  
令和5年（2023年）11月21日（火）  
午後5時から午後7時まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
県庁防災センター 314会議室
- 3 議題  
(1) 会議の公開・非公開の決定及び傍聴について  
(2) 審議
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局に申し出た上で、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴希望者が、10人を超える場合は、会議開始10分前に受付を終了し、抽選を行う。
- 6 その他  
今回の審議会では、「3 議題」のうち、(2) 審議については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。
- 7 問合せ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課いじめ防止推進班  
(電話096-333-2720)